

# 在宅系サービス事業所における 虐待防止について

令和8年3月6日（金）

長崎県社会福祉士会 権利擁護委員会

長崎県高齢者虐待対応専門職チーム

谷 美和

# 本日の流れ

## ○高齢者虐待の現状と発生要因

- ・高齢者虐待とは
- ・高齢者虐待対応の基本的な視点
- ・統計から
- ・不適切な対応
- ・身体拘束 など

## ○職場での虐待防止に向けた取り組み

- ・事業者としての責務と取り組み
- ・職場内研修

# 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

## 目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義(法第2条)

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

## 国・地方公共団体の責務等(法第3条)

- ①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

## 虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)	養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)
[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援 [都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言	[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施
<p>[スキーム]</p>	<p>[スキーム]</p>

※1 高齢者虐待防止法24条を受け、老人福祉法又は介護保険法の立入検査等に基づく事実確認  
※2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等

## 調査研究(法第26条)

国は高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法・高齢者の適切な養護の方法などについて調査・研究を実施。

# 高齢者虐待防止法において養介護施設・事業所に課せられている責務等

## 法第20条

- 施設の設置者及び養介護事業を行うものに下記の**責務**が課せられている
- ・ 従事者に対する**研修の実施**
  - ・ 利用者や家族からの**苦情処理体制**の整備
  - ・ その他の養介護施設従事者による**高齢者虐待防止のための措置**

## 法第5条

○養介護施設従事者等は高齢者虐待の**早期発見**、虐待防止の**啓発活動**、虐待を受けた高齢者を保護するための施策への**協力が努力義務**

## 法第21条

○業務に従事している養介護施設・事業所において、業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際の**通報義務**

**早期発見・早期対応**の観点から「従事者から**虐待を受けたと思われる**高齢者」を**発見した者からの通報を妨げない**（事業所内の調査後の市町への「報告」では、通報による市町の対応を遅滞させる恐れがある）

## 1) 虐待の未然防止・早期発見に向けた取り組みの推進

○令和6年4月から、全ての介護サービス施設・事業者の運営基準に基づく高齢者虐待防止措置を義務利、令和6年度の介護報酬改定において、当該措置を講じない場合に、基本報酬を減産する高齢者虐待防止措置未実施減算（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く）を導入➡️集団指導や運営指導を通じて励行

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ②虐待の防止のための指針御設置
- ③介護職員その他の従事者に対する、虐待防止のための研修の定期的な実施
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

※これらの「高齢者虐待防止措置」は、全ての養介護施設等の基準省令に定めており、運営規定に定めておかなければならない事項

※有料老人ホームについては設置運営標準指導方針にこれらを規定

(参考:令和3年度老人保健事業推進費等補助金「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」報告書及び報告書別冊(令和4年3月、社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター))

## 2) 管理職・職員の研修・資質向上

- 職員自らが意識を高め、実践につなげるために、定期的な研修が重要
- 特に居宅系サービスでは、養護者による高齢者虐待やセルフネグレクト、消費者被害などの発見・対応についても研修に含めることが望ましい

## 3) 開かれた組織運営

- 風通しの良い組織運営、第三者である外部の目を積極的に入れる
- 外部評価、情報公表、運営推進会議等の活用、地域住民等との積極的交流、介護サービス相談員派遣事業の活用等

## 4) 苦情処理体制

- 苦情を受け付ける窓口設置する等の必要な措置を講じる

## 5) 組織・運営

- 虐待の背景には組織・運営面の課題があること、管理者は職場環境の問題を把握し、法人の業務管理責任者に方向・助言を受けることが求められる
- 管理者自身が高齢者虐待防止法や関係省令について理解し、適切な取り組みを主導し、定期的に業務管理体制をチェック・見直しことが重要

# 権利擁護としての高齢者虐待対応

権利擁護としての虐待対応は、虐待が疑われる状態(不適切ケア)、あるいは既に虐待を受けている高齢者及びその世帯に早期に関わることで虐待(疑念)を発見し、迅速かつ適切な対応を行うことで、虐待(疑念)の悪化・長期化を防ぎ、二度と虐待(疑念)を起こさないよう、虐待(疑念)の再発防止・未然防止策につなげていくことである。

## 第一次予防 未然防止

- ・高齢期・介護等が発生する前、施設開設・職に就く前等から、虐待(疑念)をしない・受けしないよう対策を実施

## 第三次予防 再発防止

- ・虐待(疑念)が二度と起きないように対策を実施

## 第二次予防 悪化防止

【早期発見】  
【迅速且つ適切な対応】

虐待(疑念)発生リスク要因保持者  
被虐待者及び養護者に対し、  
早期発見・早期介入することで、  
虐待(疑念)事象の悪化・長期化を防止し  
虐待(疑念)の解消・生活の安定を図る

# 権利擁護としての高齢者虐待対応

権利擁護としての虐待対応は、虐待が疑われる状態(不適切ケア)、あるいは既に虐待を受けている高齢者及びその世帯に早期に関わることで虐待(疑念)を発見し、迅速かつ適切な対応を行うことで、虐待(疑念)の悪化・長期化を防ぎ、二度と虐待(疑念)を起こさないよう、虐待(疑念)の再発防止・未然防止策につなげていくことである。

## 第一次予防 未然防止

- ・高齢期・介護等が発生する前、施設開設・職に就く前等から、虐待(疑念)をしない・受けしないよう対策を実施

## 第三次予防 再発防止

- ・虐待(疑念)が二度と起きないように対策を実施

## 第二次予防 悪化防止

【早期発見】

【迅速且つ適切な対応】

虐待(疑念)発生リスク要因保持者  
被虐待者及び養護者に対し、  
早期発見・早期介入することで、  
虐待(疑念)事象の悪化・長期化を防止し  
虐待(疑念)の解消・生活の安定を図る

## 高齢者虐待対応に向けた基本的視点

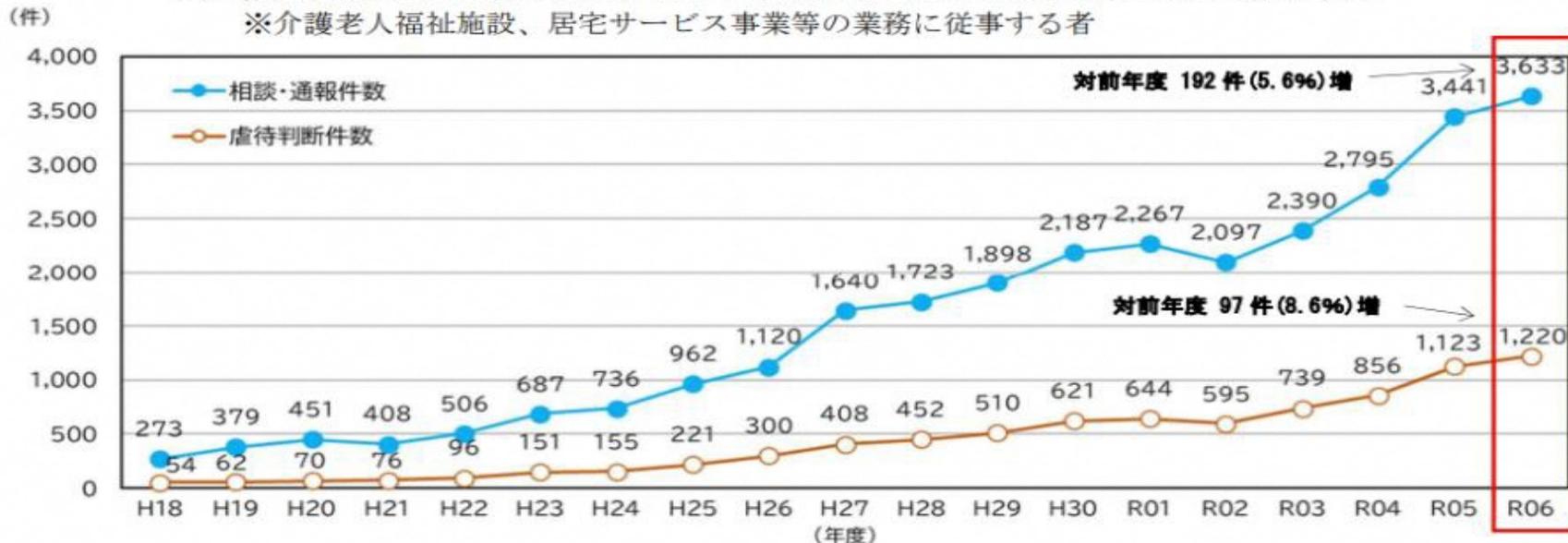
- ① 発生予防から高齢者の生活安定までの継続的な支援
- ② 高齢者自身の意思の尊重（意思決定支援、権利擁護）
- ③ 虐待を未然に防ぐ積極的なアプローチ
- ④ 早期発見・早期対応
- ⑤ 高齢者本人共に養護者支援
- ⑥ 関係機関の連携・協力によるチーム対応

# 令和6年度「高齢者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果の概要

【調査結果（概要）】

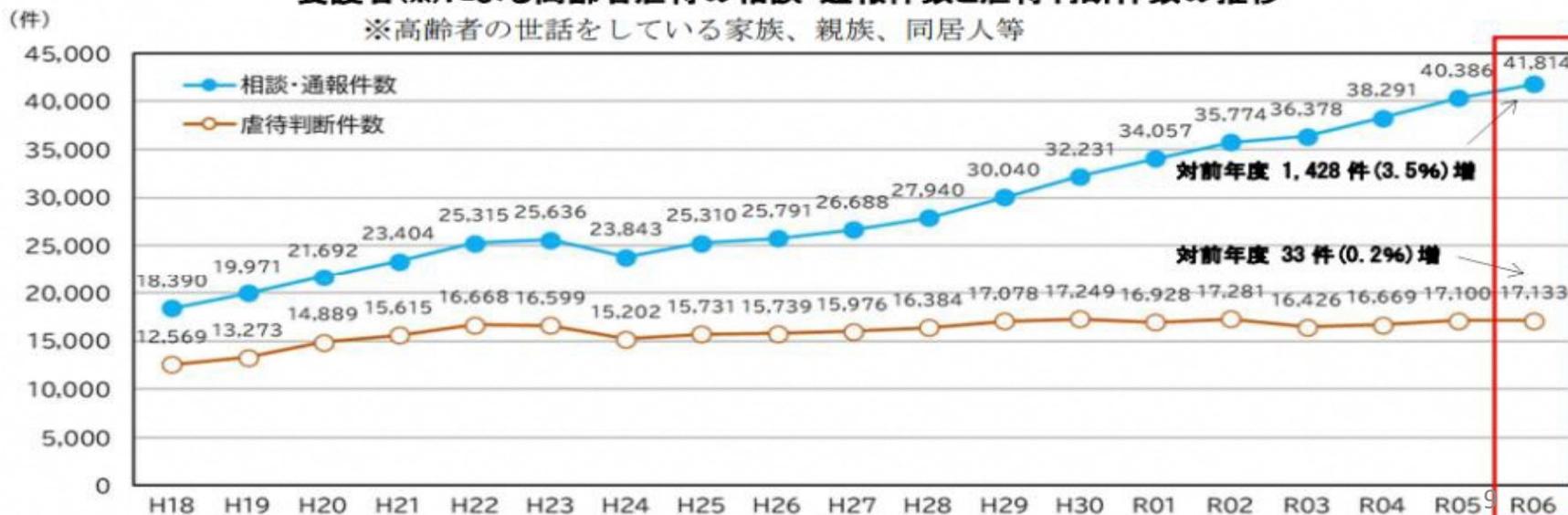
## 養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



## 養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等



# 令和6年度「高齢者虐待防止法」に基づく対応状況等に関する調査結果の概要

図3 虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数割合の推移

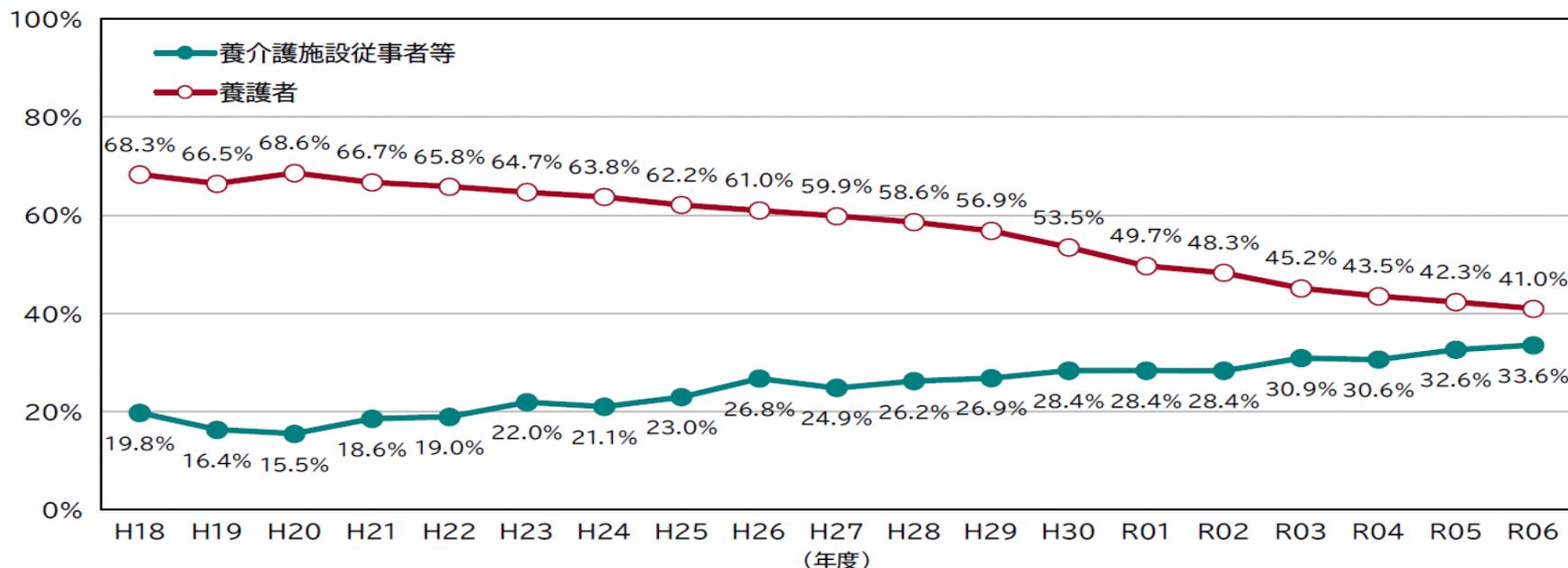


表1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和5年度対比）

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)
令和6年度	1,220 件	3,633 件	17,133 件	41,814 件
令和5年度	1,123 件	3,441 件	17,100 件	40,386 件
増減(増減率)	97 件 (8.6%)	192 件 (5.6%)	33 件 (0.2%)	1,428 件 (3.5%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)に市町村等が虐待と判断した件数(施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。)

※4 調査対象年度(同上)に市町村が相談・通報を受理した件数

# 高齢者虐待防止法に定める養介護施設従事者等の範囲

## ◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>老人福祉施設</li><li>有料老人ホーム</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>老人居宅生活支援事業</li></ul>	
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>介護老人福祉施設</li><li>介護老人保健施設</li><li>介護医療院</li><li>地域密着型介護老人福祉施設</li><li>地域包括支援センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>居宅サービス事業</li><li>地域密着型サービス事業</li><li>居宅介護支援事業</li><li>介護予防サービス事業</li><li>地域密着型介護予防サービス事業</li><li>介護予防支援事業</li></ul>	「養介護施設」又は「養介護事業」の (※)業務に従事する者

(※)業務に従事する者とは、**直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)**や、**介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む**(高齢者虐待防止法第2条第5項)

### ① 上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

- 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等は、養介護施設従事者等による虐待の規定の適用外 → 提供しているサービス等に鑑み「**養護者による高齢者虐待**」として対応

### ② 医療機関における高齢者への虐待について

- 高齢者虐待防止法の対象外 → **医療法**に基づき、都道府県が対応
- 令和4年の**精神保健福祉法改正**：精神科病院での虐待が発見された場合、令和6年4月から都道府県への通報が義務化 → 市町村に相談等があった場合、都道府県と連携

# 養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 暴力的行為</li> <li>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</li> <li>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等</li> </ul>
ii 介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</li> <li>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</li> <li>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</li> <li>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</li> <li>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</li> </ul>
iii 心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 威嚇的な発言、態度</li> <li>② 侮辱的な発言、態度</li> <li>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</li> <li>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</li> <li>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</li> <li>⑥ その他</li> </ul>
iv 性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。</li> </ul>
v 経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</li> </ul>